

弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則(平成十三年法務省令第六十二号)

改正案	現行
<p>弁護士法人及び外国法事務弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則</p> <p>(弁護士法人の業務の範囲)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(外国法事務弁護士法人の業務の範囲)</p> <p>第一条の二 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の五第一項に規定する法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、他人の業務及び財務の状況、資産の価格その他の外国法に関する法律事務に関連する事項について、調査してその結果を報告し、又は証明する業務</p> <p>二 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務</p> <p>三 外国法に関する法律事務に附帯し、又は密接に関連する業務</p>	<p>弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則</p> <p>(弁護士法人の業務の範囲)</p> <p>第一条 (同上)</p> <p>(新設)</p>

(会計帳簿)

第二条 法第三十条の三十(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の十三第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)第一項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百十五条第一項の規定により作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。

2 (略)

3 弁護士法人及び外国法事務弁護士法人(以下「弁護士法人等」という。)の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得価額を付さなければならない。ただし、取得価額を付すことが適切でない資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。

4～6 (略)

7 弁護士法人等の会計帳簿に計上すべき負債については、この省令に別段の定めがある場合を除き、債務額を付さなければならない。ただし、債務額を付すことが適切でない負債については、時価又は適正な価格を付すことができる。

8・9 (略)

(財産目録)

第五条 (略)

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付

(会計帳簿)

第二条 法第三十条の三十第一項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百十五条第一項の規定により作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。

2 (同上)

3 弁護士の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得価額を付さなければならない。ただし、取得価額を付すことが適切でない資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。

4～6 (同上)

7 弁護士の会計帳簿に計上すべき負債については、この省令に別段の定めがある場合を除き、債務額を付さなければならない。ただし、債務額を付すことが適切でない負債については、時価又は適正な価格を付すことができる。

8・9 (同上)

(財産目録)

第五条 (同上)

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付

3
(略)

すことが困難な場合を除き、法第三十条の二十三（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の十三第二項において準用する場合を含む。）第一項各号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、弁護士法人等の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3
(同上)

すことが困難な場合を除き、法第三十条の二十三第一項各号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、弁護士法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。